

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

<目次>

第1章	総則	245
第1節	推進計画の目的	245
第2節	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	245
第3節	被害の想定	245
第2章	重点施策に関する事項	246
第3章	災害対策本部の設置及び災害応急対策要員の動員	247
第1節	災害対策本部等の設置	247
第2節	災害応急対策要員の動員	247
第4章	地震発生時の応急対策等	248
第1節	地震発生時の応急対策等	248
第1	情報の収集・伝達	248
第2	施設の緊急点検・巡視	248
第3	救助・救急活動・医療活動・消火活動	248
第4	物資調達	248
第5	輸送活動	249
第6	保健衛生活動・防疫活動	249
第7	帰宅困難者対策	249
第2節	資機材、人員等の配備手配	249
第3節	他機関に対する応援要請	249
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	250
第6章	地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	251
第1節	地域防災力の向上	251
第1	家庭での防災対策	251
第2	地域での活動	251
第3	企業での防災活動	252
第4	市の措置	252
第2節	防災訓練に関する事項	252
第3節	地震防災上必要な教育及び後方に関する計画	252
第1	住民等に対する教育及び広報	252
第2	児童生徒等に対する教育	253
第3	防災上重要な施設の管理者に対する教育	254
第4	市職員等に対する教育	254
第6	相談窓口の設置	254
第7章	地震の連続発生等への対応	255

第 1	気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	255
第 2	時間差発生等における円滑な避難の確保等	255

第 1 章 総則

第 1 節 推進計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震の発生による円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編 第 1 編「総則」第 2 節「防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務」に定めるところによる。

第 3 節 被害の想定

平成 26 年 6 月に兵庫県より公表された「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」における加東市の被害想定は以下のとおりとなっている。（被害想定のうち、人的被害が最も多い夏の午後 0 時で想定）

1 震度

(1) 市内最大震度

震度 6 弱

(2) 震度別面積率

震度 6 弱：8.5% 震度 5 強：76.5% 震度 5 弱以下：14.9%

（構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が必ずしも 100%にはならない）

2 建物・人的被害想定

(1) 建物被害想定

全壊 20 棟（揺れ 18 棟、液状化 1 棟、土砂災害 1 棟）

半壊 487 棟（揺れ 446 棟、液状化 40 棟、土砂災害 1 棟）

(2) 人的被害想定

死者 2 名、負傷者 197 名、重傷者 11 名、避難者数 72 名

第2章 重点施策に関する事項

- (1) 南海トラフ地震では被害を完全に防ぐことは難しく、事前の備えによって被害を確実に減らすことができるが、費やせる時間と内容には限りがある。直接死者数と災害関連死者数を減らすため、避難対策を中心としたソフト対策を徹底すると同時に、浸水被害の軽減や建物の耐震化促進などのハード対策を着実に推進する。
- (2) 阪神・淡路大震災の教訓である、いのちの大切さを全ての市民が共有するとともに、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」を基本に、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」が一体となって補い合う取組を推進する。過去の災害の経験や教訓をもとに、地域において様々な主体が防災・減災の知恵や方法を育む「災害文化」を定着させ、絶え間なく発展させる。
- (3) 次に起こる南海トラフ地震が、仮に最大クラスとなった場合には、その被害は県内広域に及ぶとともに、その影響は全国に及ぶ。変化する状況に対しても臨機応変に対応できるよう、日ごろから実践的な訓練を繰り返し行い、災害対応力を高める。

第3章 災害対策本部の設置及び災害応急対策要員の動員

第1節 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

(第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「応急活動体制」の項を参照)

第2節 災害応急対策要員の動員

市の動員体制については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「応急活動体制」の項に定めるところによる。

第4章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策等

第1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

(2) 避難のための指示

- ① 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることとする。
- ② 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

第2 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

第3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策」に定めるところによる。

第4 物資調達

- (1) 被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
 - (2) 被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
 - (3) 男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄することとする。
 - (4) 発災後適切な時期において、市町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。
- (第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策に係る備えの充実」第12節「備蓄体制等の整備」の項及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」

第6節の項を参照)

第5 輸送活動

- (1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの特検、道路啓開を行うこととする。
- (2) その他、輸送活動については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策」に定めるところによる。

第6 保健衛生活動・防疫活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等」に定めるところによる。

第7 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。

その他、帰宅困難者対策については、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策に係る備えの充実」第1.1節「通勤・通学・帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる

第2節 資機材、人員等の配備手配

防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮するほか、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたり関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。

第3節 他機関に対する応援要請

- (1) 市長は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認められるときは、県知事へ派遣を求めるとする。
- (2) 市は、必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。

(第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「防災関係機関等との連携促進」を参照)

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

市の実施内容については、第2編「災害予防計画」第4章「堅牢でしなやかな防災基盤の整備」に定めるところによる。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

住民、自主防災組織、企業等の参加及び連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

第1 家庭での防災対策

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

(1) 事前の備え

① 住まいの安全のチェック

- ・ 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・ 家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

② 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

③ 防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや各市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水は、家族構成を考えて最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

(揺れへの心得)

- ① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- ② あわてて外に飛び出さない。
- ③ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。
- ④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- ⑤ ブロックベいには近づかない。
- ⑥ 靴を履いて外に出る。
- ⑦ 自動車では避難しない。(地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域は除く)

第2 地域での活動

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。そ

の具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「市民参加による地域防災力・減災力の向上」第2節「自主防災組織の育成強化」に定めるところによる。

第3 企業での防災活動

危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。

その具体的な内容は、第2編「災害予防計画」第3章「市民参加による地域防災力・減災力の向上」第5節「企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

第4 市の措置

自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「市民参加による地域防災力・減災力の向上」に定めるところによる。

第2節 防災訓練に関する事項

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施について定める。

県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実戦的な訓練を行うこととする。

- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 要配慮者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
- ③ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震対策上必要な教育及び広報について定める。

第1 住民等に対する教育及び広報

- (1) 居住者等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- (2) 防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。
- (3) 県と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震

に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

(4) 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
- ③ 地震に関する一般的な知識
- ④ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ⑧ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑨ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底
- ⑩ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑪ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(5) 実践的な教育・広報のために、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。

(6) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した教育を行うこととする。

(7) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。

(8) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意することとする

第2 児童生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組む等、自分の家や学校、地域の様子を知ること。

第3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するよう努めることとする。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

第4 市職員等に対する教育

職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を行うこととする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

第5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ることとする。

第7章 地震の連続発生等への対応

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次の3種類ある。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災

課職員による連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにて周知する。市民からの問い合わせについては、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 避難対策等

市における、避難後の救護の内容については、震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第4節「避難対策」に定めるところによる。

(5) 水道関係

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（→震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第3章第6節「食料・飲料水及び物資の供給」を参照）

(6) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄（備蓄場所は防災備蓄倉庫）
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ・各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- ・橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ・学校においては、児童生徒等に対する保護
- ・社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(7) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにおいて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。